

奈良県こども・子育て支援推進会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

奈良県こども・子育て支援推進会議条例等の一部を改正する条例

奈良県こども・子育て支援推進会議条例等の一部を次のように改正する。

(奈良県こども・子育て支援推進会議条例の一部改正)

第一条 奈良県こども・子育て支援推進会議条例(平成二十五年三月奈良県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

(奈良県児童福祉施設条例の一部改正)

第二条 奈良県児童福祉施設条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良県障害者総合支援センター条例の一部改正)

第三条 奈良県障害者総合支援センター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第四条 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。